

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月国立市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証」を「必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」に改める。

第15条第1項第2号及び第26条中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例中第 8 条の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。